

令和2年6月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	議席 番号	10	氏名	野 本 貴 之 議 員	1 / 2
発 言 項 目			要 旨		答 弁 者
1	子どもたちの教育環境の向上と学校教育のICT推進に向けた取組（夏季期間中の熱中症対策、オンライン学習の導入、受験対応など）		<p>コロナ禍において学校の教育環境は大きく変わった。これまで当たり前だった通学や授業ができなくなり、手探りの対応だった。ICT機器の配備やオンライン学習の導入の必要性の議論や政策的優先順位が高まり一気に進んだことはウィズコロナ・アフターコロナを見据えて今後の学校教育の在り方を変えていくことになると思う。以下伺う。</p> <p>(1) 夏季期間中の児童生徒の熱中症対策について。</p> <p>① 熱中症が疑われる児童生徒数と対応について伺う。</p> <p>② 学校への訴訟リスクの観点から、新型コロナウイルス感染症の感染症対策について安全配慮義務及び注意義務違反等、感染拡大した場合に学校が法的に過失が問われるケースについて見解を伺う。</p> <p>③ 文部科学省の新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルや令和2年5月27日に出了された熱中症事故の防止の通達で課外・校外活動や登下校においてマスクの着脱の注意を促しているが、マスクを付けたままの児童生徒を見かける。児童生徒へのマスクの着脱の注意喚起指導と熱中症対策のため距離を置いてマスクを外す指導を徹底すべきと思うが、どうか。</p> <p>(2) 一斉休業中に学校内のICT環境の有無により教育対応の差が明確になった。ICT環境の充実と取組について以下伺う。</p> <p>① 国が進めるGIGAスクール構想の推進について、スケジュールを前倒しして取り組むことが求められているが、ICT機器の学校への導入や校内支援など、GIGAスクール構想の推進に向けての取組を伺う。</p> <p>② 学校のある地域によってネット環境に差がある。これまで以上に学校内の使用頻度が高まると思うが、対応は可能か。</p> <p>③ 校長会で示された各家庭のネット環境を把握するアンケートでは全家庭の約5%程がネット環境が全くないと答えている。家計の理由なのか、必要性がないのか、理由は不明だが教育環境の格差の一端を感じた。この点について考えを伺う。</p> <p>④ 一斉休業中にオンライン授業を導入した学校が注目された。オンライン授業の導入は利活用できる人材の確保や様々な課題があるが、不登校児童生徒や病気等長期休校中の児童生徒の授業の出席などメリットもある。オンライン授業の導入をどう考えていくのか。また、オンライン授業は出席単位として認められるのか。</p> <p>⑤ ICT利活用やオンライン授業に対応できる人材の育成について。</p> <p>(3) 学校再開からの今後の対応について。</p> <p>① 学校内で感染が発生した全国の事例をみても、感染ルートが不明なものではなく、ほとんどが家庭内感染であることから、教職員自身は当然であるが、各家庭への啓発が重要である。考えを伺う。</p>		市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長

発言 順序	4	議席 番号	10	氏名	野 本 貴 之 議 員	2 / 2
発 言 項 目				要 旨		答 弁 者
				② 授業日数の変更や厳しいスケジュールは特に中学3年生の高校受験に影響がある。生徒によって対応に差があると思うが、受験に向けた対応はどのように考えているのか。受験に変更はあるのか。		
2	コロナ禍における災害時の対応と支援の在り方について（指定避難所・福祉避難所運営指針の見直しなど）			<p>新型コロナウイルス感染症拡大の不安からこれまでの災害時の支援の在り方を大幅に見直す必要があり、感染症を想定していく必要がある。国では各自治体に向けて新たな指針を示し、早急な対応を求めている。以下伺う。</p> <p>(1) 静岡県では指定避難所の運営について感染症対策に配慮した運営の見直しを行っている。市も避難所運営の在り方や運営マニュアルの見直しなど進める必要があるが、取組と考えを伺う。</p> <p>(2) 指定避難所の収容人数を見直すと地域の区民館や集会所の利用、車中避難も想定し、人数の分散化を考慮することになるが、どのように取り組んでいくのか。</p> <p>(3) 福祉避難所の運営指針の見直しと取組を伺う。</p> <p>(4) 指定避難所から福祉避難所への受け入れ時の対応について見直しが必要だと思うが、考えを伺う。</p> <p>(5) 災害支援ボランティアの受け入れ態勢や支援について、現状は県内のボランティアを受け入れるなど県境をまたいだ受け入れは一定の制限をかけているが、今後の支援の在り方について伺う。</p>		市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長
3	犯罪被害者等への支援の取組について（犯罪被害者等支援条例の制定など）			<p>犯罪被害者は被害を受けた後の精神的なショックや後遺症など長く苦しみが続き悩んでいるケースがある。またいわれない誹謗中傷など二次被害を受けるケースがあり、公的な支援が強く求められており、支援が必要である。以下伺う。</p> <p>(1) 現状犯罪被害者の方の悩みや相談件数と取組について。</p> <p>(2) 静岡県では犯罪被害者等支援条例を制定し、静岡県警と連携を取りながら支援に取り組んでいる。富士宮市でも富士宮警察や関係団体等と連携をし、犯罪被害者の方々への支援に取り組むべきと思うが、市の考えを伺う。</p> <p>(3) 静岡県内で犯罪被害者等支援条例を制定しているのは、藤枝市、長泉町、裾野市、菊川市、湖西市の5市町であり、静岡県弁護士会は各自治体に制定の取組を促している。市として今後制定を目指す考えはあるか。また制定に向けて関係機関や団体と連携をどのように取り組んでいくのか。</p>		市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長